

田村市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）
- 第3章 危機管理（第5条）
- 第4章 議会運営（第6条－第8条）
- 第5章 市民と議会の関係（第9条）
- 第6章 議会と行政の関係（第10条－第12条）
- 第7章 自由討議の推進（第13条・第14条）
- 第8章 議会の機能強化（第15条－第19条）
- 第9章 議員の政治倫理、身分（第20条・第21条）
- 第10章 最高規範性と見直し手続（第22条・第23条）

附則

田村市議会は、本市における日本国憲法に定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項各号に規定する議決事件にとどまらず、議決すべき事件を定める権限を有する。

また、地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなか、地方自治の進展を図るため、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠であり、二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、健全な緊張関係を保ちながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、それぞれの職責を担い、市民の代表として多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められる。

議会及び議員においては、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、より一層市民からの信頼に応えるため、時代に合った市民が求める議会の在り方を目指し、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」の促進と、議会としての政策立案能力を高め政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

また、田村市は河野広中らが日本で初めての議会である民会をつくり、自由民権思想を広めた地で、福島県の自由民権運動発祥の地といわれる。

このような認識の下、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぐとともに、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する市議会として市民とともに主体性を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、眞の分権時代の到来に向けて、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、反映させるための運営に努めること。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めること。
- (4) 市民主権のもと、市民の立場に立ち市政の監視・評価の強化に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、言論が議会活動の基本であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不斷の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指し、活動すること。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めること。
- 4 会派及び代表者会議については、別に定める。

第3章 危機管理

(災害時における議会及び議員の活動)

第5条 議会は、大規模な災害及びそれに類する被害（以下「災害」という。）及び非常事態等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。
- 3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに必要に応じて、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対する情報提供、提言等を行うものとする。
- 4 議員は、災害が発生した場合は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

第4章 議会運営

(民主的かつ効率的な議会運営)

第6条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

- 2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めなければならない。
- 3 本会議において、代表質問、一般質問は一問一答方式で行うものとする。
(委員会の適切な運営)

第7条 議会は、市政の課題に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるよう運営されなければならない。

- 2 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。
(政務活動費)

第8条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであること認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けた者は、収支報告書等（収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類）を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 政務活動費については、別に条例で定める。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見を活用するとともに、法第115条の2の規定による公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、意見の把握と反映に努めるとともに、議員の政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、すべての会議を原則公開する。
- 5 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催するものとする。

第6章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

第10条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にしなければならない。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得

て、論点を明確にするため議員の質問に対して反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第11条 議会は、市長が提案する議案について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- 2 議会は、市長等が重要な政策等について、基本方針及びその他これらに類するものを作成し、又は変更するときは、当該政策等に関する内容の説明を求めるものとする。
- 3 議会は、前項の説明を踏まえ、意見及び政策提言を市長等に行うものとする。
- 4 市長等は、前項の意見及び政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

(議決事件)

第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想）の策定、変更又は廃止。
- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画）の策定、変更又は廃止。

第7章 自由討議の推進

(議会の合意形成)

第13条 議長は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を図るため、政策討論会を開催する。

- 2 政策討論会について必要な事項は、別に定める。

第8章 議会の機能強化

(予算の確保)

第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議会広報のほか多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動をするものとする。

3 議会は、田村市議会中継のインターネットによる動画配信や田村市公式フェイスブックを通じ、議会の活動状況を市内多数の市民に周知するものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のみではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法の規定するところにより、委員会又は議員から提出するものとする。

4 議員定数については、別に条例で定める。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例等を制定してはならない。

2 議会は、法令を順守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、適正に行われなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。